

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和7年1月9日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

①特単 1015 ②特外 1016

③特外 1017 ④特単 1018

⑤特航 1019 ⑥特外 1007

⑦特外 1027 ⑧特外 1028

⑨特外 1029 ⑩特単 1042

1 調達内容

(1) 品目分類番号 ①57 ②③⑤～⑩77 ④19

(2) 購入等件名及び数量

①航空機用部品運送（単価契約）

- ②MAIN GEAR BOX ASSY 1 個整備
- ③MAIN ROTOR LAG DAMPER 7 個ほか 11 点整備
- ④OAT SENSOR 1 個ほか 83 点買入（単価契約）
- ⑤ENGINE（PT6A-60A 型）3 台整備
- ⑥APU（ガルフ用）1 個ほか 1 点整備
- ⑦PROPELLER ASSY 1 個ほか 1 点整備
- ⑧MLG SHOCK STRUT ASSY 2 個整備
- ⑨INVERTER 1 個ほか 23 点整備
- ⑩FWD FLOAT LEFT ASSY ほか 15 点整備（単価契約）

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 履行期限（履行期間又は納入期限）

- ①令和 8 年 3 月 31 日 ②③令和 8 年 2 月 27 日
- ④令和 8 年 3 月 13 日 ⑤令和 7 年 12 月 22 日
- ⑥⑨令和 7 年 11 月 28 日 ⑦令和 8 年 1 月 30 日
- ⑧令和 7 年 10 月 31 日 ⑩令和 8 年 3 月 27 日

(5) 履行場所（又は、納入場所）

- ①別途指定する場所

- ②航空機用部品保管倉庫（立川）
- ③⑨航空機用部品保管倉庫（深川）
- ④航空機用部品保管倉庫（深川）ほか 1 か所
- ⑤北九州航空基地ほか 2 箇所
- ⑥羽田航空基地
- ⑦千歳航空基地ほか 1 か所
- ⑧千歳航空基地
- ⑩航空機用部品保管倉庫（深川）ほか 9 か所

(6) 入札方法

- ①④⑩ 予定数量に対する総価で行う。
- ②③⑤～⑨ 総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相

当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、

①「役務の提供等」 のA, B, C又はD等級に格付けされ、

④「物品の販売」 のA, B, C又はD等級に格付けされ、

②③⑤～⑩「物品の製造」 又は「役務の提供等」 のA, B, C又はD等級に格付けされ、

関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（電子証明書）を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付

官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達（G E P S）

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/> 電子調達システムヘルプデスク

T E L 0570-000-683

(2) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第三契約係 深澤 仁順 電話 03-3591-6361 内線 2841

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>.

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和7年2月10日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

①～⑤令和7年3月7日 17時00分

⑥～⑩令和7年3月10日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和7年3月10日 ①10時00分 ②10時20分

③10時40分 ④11時00分

⑤11時20分

令和7年3月11日 ⑥10時00分 ⑦10時20分

⑧10 時 40 分 ⑨11 時 00 分

⑩11 時 20 分

場所は、海上保安庁入札室

4 その他

(1) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(5) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(6) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に

基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HATTORI Maki, Director General, Administration Department, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured:

①57 ②③⑤～⑩77 ④19

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.:

①Transport of AIRCRAFT Parts

②Overhaul of MAIN GEAR BOX ASSY 1ea for
AgustaWestland139

③Overhaul of MAIN ROTOR LAG DAMPER 7ea and other 11 items

④Purchasing of OAT SENSOR 1ea and other 83 items for AgustaWestland139

⑤Repair of ENGINE 3ea

⑥Repair of APU(Gulfstream)1unit and other 1unit

⑦Overhaul of PROPELLER ASSY 1ea and other 1 kind

⑧Overhaul of MLG SHOCK STRUT ASSY 2ea

⑨Repair of INVERTER 1ea and other 23kinds

⑩Inspect and Repair of FWD FLOAT LEFT ASSY other 11 kinds(Unit-price contract)

(4) Fulfillment limit(Fulfillment term or Delivery limit):

①31. March. 2026. ②③27. February. 2026.

④13. March. 2026. ⑤22. December. 2025.

⑥⑨28. November. 2025. ⑦30. January. 2026.

⑧31. October. 2025. ⑩27. March. 2026.

(5) Fulfillment place (Delivery place) :

①Warehouse of JAPAN COAST GUARD (Fukagawa)
and Other Specified Addresses

②WAREHOUSE of JAPAN COAST GUARD (TACHIKAWA)

③⑨WAREHOUSE of JAPAN COAST GUARD (FUKAGAWA)

④WAREHOUSE of JAPAN COAST GUARD (FUKAGAWA)
and SUBARU Co., Ltd (UTSUNOMIYA)

⑤Kitakyushu Air Station of JAPAN COAST
GUARD and other 2 places

⑥HANEDA COAST GUARD AIR STATION

⑦CHITOSE COAST GUARD AIR STATION . And other
1 place

⑧CHITOSE COAST GUARD AIR STATION

⑩WAREHOUSE of JAPAN COAST GUARD (FUKAGAWA)
and other 9 place

(6) Qualifications for participating in the
tendering procedures; Supplier eligible for

participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) ①have Grade A to D level of interest in Service

④have Grade A to D level of interest in Selling

②③⑤～⑩have Grade A to D level of

interest in Manufacturing or Service
in Kanto・Koshinetsu area in terms of the
qualification for participating in the tenders
by the Ministry of Land, Infrastructure
Transport and Tourism (Single qualification
for every ministry and agency) in the fiscal
years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from
Transactions by the request of the officials
in charge of contract.

(e) not be the business operators that a
gangster influences management substantially
or the person who has exclusion request from
Ministry of Land, Infrastructure, Transport
and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

①～⑤17:00, 7. March. 2025.

⑥～⑩17:00, 10. March. 2025.

(8) Contact point for the notice: FUKASAWA
Kiminori, 3rd Contract Section, Contract and
Accounts Office, Budget Division,
Administration Department, Japan Coast Guard,
2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-
8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2841

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 特単契第 1015 号

契約件名： 航空機用部品運送（単価契約）

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

別紙－1 入札書（海上保安庁様式）

様式－1 紙入札方式参加願

様式－2 紙契約方式承諾願

様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）

様式－4 電子証明書変更承諾申請書

様式－5 期間委任状

様式－6 都度委任状

別冊 契約書（案）

別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告I（令和7年1月9日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

(1) 契約件名

航空機用部品運送（単価契約）

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年3月31日

(4) 履行場所

別途指定する場所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部航空機課 辻

03-3591-6361

（内線4650）

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定は、最低価格落札方式で行うが、本調達は単価契約であることから、当庁が提示する予定数量に対する総価をもって入札すること。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和7年2月10日 17時00分
各提出書類の提出先は次のとおりです。
○電子調達システムにより入札参加する場合
・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）

- 紙入札により入札参加する場合
・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））

- (6) 証明書等審査結果の通知
4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和7年2月19日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第三契約係 深澤 仁順

TEL03-3591-6361

内線 2841

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和7年1月9日 から 令和7年2月10日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和7年3月7日

17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証書を取得している者であること。）

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2－1－3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時： 令和7年3月10日 10時00分

場所： 海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札とするか否かを決定するものとする。
- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
- 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、毎月払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (11) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

入 札 書

一金

ただし 航空機用部品運送（単価契約）

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(特単契第 1015 号)

1. 発注件名 航空機用部品運送 (単価契約)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 航空機用部品運送 (単価契約)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は 2 以上記載すること)
本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :
担当者 (会社名・部署名・氏名) :
連絡先 1 :
連絡先 2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

○宛 先：海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確 認 書

件 名：航空機用部品運送(単価契約)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例：14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

※今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

※上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名：

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名)：
担当者(会社名・部署名・氏名)：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名：航空機用部品運送（単価契約）」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

令和 7 年 度

特单契第 1 0 1 5 号

運送契約書

運送契約書

収 入
印 紙

1. 契 約 件 名 航空機用部品運送（単価契約）
2. 請負金額（予定合価） 金 ●●円（内訳別紙のとおり）
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 ●● 円
3. 履 行 期 間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
4. 運 送 区 間 仕様書のとおり

上記運送について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹 と、
受注者 ●● は、次の条件により運送契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき頭書の運送を行い引渡場所において引渡すものとし、発注者は、これに対し代金を支払うものとする。

(受渡場所)

第2条 発注者の指示する引渡場所において、発注者受注者立ち会いのもとに運送物品を引渡すものとし、発注者は、別に引渡しを証する書面を作成し、必要事項を記入して、受注者に交付するものとする。

(運送方法)

第3条 運送方法は、受注者所有の車輛等を用いるものとする。

(運送の遅延)

第4条 受注者が運送最終期日までに運送を完了することができないことが明らかとなったときは、直ちにその事由及び完了の予定日を発注者に報告し、その指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(代金の支払)

第6条 発注者は、受注者が運送完了後、毎月毎に取りまとめて提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 発注者の責に帰する事由により前条の支払が遅れた場合、支払期限経過の翌日より起算して支払う日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を、発注者は、受注者に支払うものとする。

ただし、天災地変等やむを得ない理由による場合はこの限りでない。

2 前項の規定により算出した遅延利息の額は100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

第8条 受注者の責に帰する事由により運送物品が紛失・き損した場合は、受注者は発注者の請求のより損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者から解除の申出があったとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほか、受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

2 前項により契約が解除されたとき、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、前項1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由によるときは、この限りでない。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺等)

第10条 この契約により発注者が受注者から取得すべき金額があるときは、受注者に支払う代金と相殺し、又は別途にこれを徴収する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保全）

第 12 条 発注者及び受注者は、この条約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（紛争の解決）

第 13 条 この契約の履行について、発注者受注者間に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和7年4月1日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹

受注者	住	所
	氏	名

運送仕様書（単価契約）

1 件名

航空機用部品運送（単価契約）

2 目的

海上保安庁（以下「当庁」という）所属航空機の効率的な運用等に資するために、運送業務の発注のあった航空機用部品を指定する場所（全国の航空基地等）へ安全、確実かつ円滑に運送することを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 仕様

（1）運送方法

当庁が指定する次のいずれかの運送種別による発注により、運送業務（配達）を完了させること。

① 混載便（航空）

集荷当日、ないし翌日中に配達が完了することを基本とし、配達先最寄り空港又は空港最寄り営業所止め（以下「空港止め」という）による受取りができること。

② 混載便（陸送）

集荷翌日以降に配達が完了することを基本とし、最大2パレットまでの運送を混載便として取扱うことができること。なお、危険品（火工品、バッテリー、高圧ガス容器、油脂類等）を含む。

③ チャーター便

運送品の寸法、形状、重量等により、混載便を利用できない場合に運送品の寸法、重量等に応じ、2種類のトラック（4、10トン型）等の手段により配達を行うこと。

④ 緊急便

緊急的な集荷を行い、最短の方法で配達を完了させること。また、空港止めでの受取りができること。

（2）運送品

航空機用部品、整備用機器及び付帯品

※ 精密（電子）機器については特に慎重に取扱うこと。

(3) 発送場所及び配達先（以下「発送場所等」という）

- ① 主な発送場所等 別紙 1 のとおり
- ② その他発送場所等 当庁が指定する日本国内の場所

(4) 集荷・発送

指定された発送場所等において集荷を行い、以下の発送に対応し、運送品に破損等が生じないように十分留意すること。なお、【緊急発送】のみ別途追加費用を請求できるものとする。

【定時発送】「航空機用部品保管倉庫」における通常の発送
月曜日～土曜日、祝日 原則 17 時発送

【随時発送】指定された発送場所における随時の集荷により、受注者の営業時間内に発送するもの

【緊急発送】定時及び随時発送以外で、当庁の必要により緊急に発送するもの。
また、空港最寄り営業所への持込による発送が実施できること

(5) 予定数量

予定数量は別紙記載のとおりとし、予定数量に増減が生じても異議の申立てはできないものとする。

- ① 混載便（航空） 別紙 2
- ② 混載便（陸送） 別紙 3
- ③ 営業距離 別紙 4
- ④ チャーター便 別紙 5
- ⑤ 緊急便 別紙 2

(6) 予定数量以外の運送

受注者は、発注者の求めにより契約予定数量以外の運送に応じることとし、4（7）②により提出する単価表は、発注者の承認を得ること。

承認を得た単価表は契約書の別紙として取り扱い、運送の実績があった場合の請求単価として取り扱う。

また、4（3）②による運送の場合、所管官庁から認可を受けた運送約款による距離を報告すること。

(7) 書類の提出

受注者は、落札後速やかに、次の書類を提出又は配布すること。

- ① 別紙 1 に対応する営業所一覧表
営業所名、所在地、担当者名、連絡先、営業時間、営業時間外・休業日等における緊急連絡先、その他必要事項等を記載したもの

- ② 契約に基づく別紙２～別紙６の全ての項目を入力した単価表
- ③ 休業日等年間予定表
履行期間内で、休業日等、集荷・配達できない期間がある場合の年間予定表
- ④ 運送伝票
各発送場所等に、請負業者所定の伝票及び附帯する帳票（祝日配達、危険物ステッカー等）
- ⑤ 配達所要日数一覧表
混載便（航空・陸送）における集荷から配達までにかかる所要日数の一覧表
- ⑥ 容積重量算出計算法を記載した書類

（８）損害賠償

運送保険は不要とする。ただし、物品に損害を与えた場合はただちに当庁担当者へ報告し、協議を行うこと。

（９）その他

運送の詳細は受注者が所管官庁から認可を受けた運送約款によるものとする。

５ 検査

当庁検査職員による検査を受け合格をもって履行完了とする。

（１）月別運送明細

発送日、運送完了日、運送種別、数量、重量、発送場所等、運送先住所、輸送料金及び発送伝票番号を明記して提出すること。

（２）当庁担当官の求めに応じ運送伝票（写）を提出すること。

６ 支払い

（１）受注者は毎月、全ての輸送料金を取りまとめ請求すること。

（２）輸送料金は履行完了後、原則翌月に受注者指定の口座に振込むものとする。

７ その他

（１）運送に当たっては、関係法令を遵守し、運送の安全を確保すること。

（２）契約書及び本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、当庁担当者と協議する。

主な発送場所等

別紙 1

地区	コード	名称	住所	略称
北 北海道	釧路	釧路航空基地	北海道釧路市鶴丘2 空港内	釧路基地
	釧路	釧路海上保安部（巡視船そうや）	北海道釧路市南浜町5-9	釧路保安
南 北海道	千歳	千歳航空基地	北海道千歳市平和 空港内	千歳基地
	函館	函館航空基地	北海道函館市赤坂町65-1	函館基地
	函館	函館海上保安部（巡視船つがる）	北海道函館市海岸町24-4	函館保安
南東北	宮城	仙台航空基地	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	仙台基地
	宮城	宮城海上保安部（巡視船ざおう）	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	宮城保安
	宮城	(株)ジャムコ仙台工場	宮城県岩沼市下野郷字新拓70	ジャムコ仙台
関東	23区	航空機用部品保管倉庫（深川）	東京都江東区新砂1-13-6 福山通運(株)深川支店内	深川倉庫
	23区	(株)エアロパートナーズ	東京都中央区日本橋小網町18-3	エアロパ
	23区	(株)エスエスティー	東京都中央区日本橋堀留町2-9-8 Daiwa日本橋堀留町ビル6F	SST
	23区	羽田航空基地	東京都大田区羽田空港1-12-1	羽田基地
	23区	日本飛行機(株) 羽田作業所	東京都大田区羽田空港3丁目5番3号 空港施設(株) 西側格納庫内	日飛羽田
	23区	多摩川エアロシステムズ(株)	大田区羽田空港 1-7-1 空港施設第二総合ビル2階	多摩川エアロ
	23区	海上保安庁	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	海上保安庁
	23区	三井物産エアロスペース(株)	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング22階	MBA
	23区	三井物産エアロスペースFLIR SC	東京都港区海岸2-1-16 鈴与浜松町ビル1003	MBAフリア
	23区	日本エアロスペース(株)	東京都港区南青山1丁目1番1号	日本エアロ
	23区	AHJ(株)	東京都港区六本木6-10-1	AHJ本社
	23区	日本エアロスペース(株) 航空技術センター	東京都江東区新木場1丁目12番3号	JAC新木場
	23区	株式会社海外物産	東京都江東区新木場4丁目7番45号	海外物産
	都下	航空機用部品保管倉庫（立川）	東京都立川市泉町1156 海上保安試験研究センター内	立川倉庫
	神奈川	横浜海上保安部 （巡視船あきつしま、さがみ）	神奈川県横浜市中区新港1-2-1	横浜保安
	神奈川	日本飛行機(株)航空機整備事業部	神奈川県大和市柳橋2-28	日飛厚木
	神奈川	三菱プレジジョン(株)鎌倉事業所	神奈川県鎌倉市上町屋325	三菱P
	埼玉	日本航空高圧(株)	埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場2-1-8	日本航空高圧
	埼玉	朝日航洋(株)川越センター	埼玉県川越市大字平塚中割662-1	朝日川越
	栃木	(株)SUBARU 航空宇宙カンパニー	栃木県宇都宮市上横田町1418	SUBARU
	栃木	(株)ヘリサービス	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1 栃木ヘリポート内	ヘリサービス
	千葉	(株)ジャムコ成田工場	千葉県成田市新泉26	ジャムコ成田
	千葉	多摩川スカイプレジジョン(株)	千葉県木更津市かずさ鎌足3-6-1	多摩川スカイ

主な発送場所等

別紙 1

地区	コード	名称	住所	略称
信越	新潟	新潟航空基地	新潟県新潟市東区松浜町 空港内	新潟基地
	新潟	新潟海上保安部（巡視船えちご）	新潟県新潟市中央区竜が島1-5-4	新潟保安
東海	愛知	中部空港海上保安航空基地	愛知県常滑市セントレア1-2	中部基地
	愛知	名古屋海上保安部（巡視船みずほ）	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	名古屋保安
	愛知	名古屋海上保安部（金城）	愛知県名古屋市港区金城ふ頭3丁目52号岸壁（係留地）	名古屋金城
	愛知	MHIエアロエンジンサービス(株)	愛知県小牧市東田中1200	MHI
近畿	大阪	関西空港海上保安航空基地	大阪府泉佐野市泉州空港北 1	関西基地
	兵庫	神戸海上保安部（巡視船せつつ）	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	神戸保安
	兵庫	神戸海上保安部（港島）	兵庫県神戸市中央区港島3-5（係留地）	神戸港島
	兵庫	AHJ(株)業務本部整備部	兵庫県神戸市中央区神戸空港8-8	AHJ神戸
北近畿	京都	海上保安学校（舞鶴航空支援センター）	京都府舞鶴市字長浜2001	保安学校
	京都	舞鶴海上保安部（巡視船だいせん）	京都府舞鶴市字下福井901	舞鶴保安
中国	広島	広島航空基地	広島県三原市本郷町善入寺甲94-22	広島基地
	岡山	岡山航空(株)	岡山市南区浦安南町673（岡南飛行場）	岡山航空
	鳥取	美保航空基地	鳥取県境港市佐斐神町2064 米子空港内	美保基地
北九州	福岡	福岡海上保安部（巡視船やしま）	福岡県福岡市博多区沖浜町8-1	福岡保安
	福岡	福岡海上保安部（沖浜）	福岡市博多区沖浜町中央ふ頭9号岸壁（係留地）	福岡沖浜
	福岡	北九州航空基地	福岡県京都郡苅田町空港南町9番地	北九州基地
南九州	鹿児島	七ツ島運航支援センター	鹿児島県鹿児島市七ツ島2丁目1番11	七ツ島
	鹿児島	鹿児島航空基地	鹿児島県霧島市溝辺町麓曲迫276-2 空港内	鹿児島基地
	鹿児島	(株)Japan General Aviation Service 鹿児島事業所	鹿児島県霧島市溝辺町麓270-1	JGAS鹿児島
沖縄	那覇	那覇航空基地	沖縄県那覇市字鏡水344	那覇基地JTA
	那覇	日本トランスオーシャン航空(株)	沖縄県那覇市字鏡水344	那覇基地JTA
	那覇	那覇海上保安部 （巡視船おきなわ、りゅうきゅう、うるま）	沖縄県那覇市港町4-6-5	那覇保安
	那覇	那覇海上保安部（軍港）	沖縄県那覇市垣花町1 那覇軍港内（係留地）	那覇軍港
	那覇	那覇海上保安部（国際）	沖縄県那覇市港町1-27-1 那覇国際コンテナターミナル内（係留地）	那覇国際
沖縄離島	石垣	石垣航空基地	沖縄県石垣市字盛山222-282 空港内	石垣基地
	石垣	石垣海上保安部（巡視船あさづき）	沖縄県石垣市浜崎町1-1-8	石垣保安

① 混載便（航空）

別紙 2

発地	着地	北北海道	南北海道	南東北	関東	信越	東海	近畿	中国	北九州	南九州	沖縄	石垣※1
	重量 (kg)	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量
北北海道	2kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	30kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	40kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	50kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すごと50kgの運賃に加算			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	101kg以上、1kg増すごと100kgの運賃に加算			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南北海道	2kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	20kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	30kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	40kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	50kgまで			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すごと50kgの運賃に加算			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	101kg以上、1kg増すごと100kgの運賃に加算			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南東北	2kgまで	1	1					1	1	1	1	1	1
	5kgまで	1	1					1	1	1	1	1	1
	10kgまで	1	1					1	1	1	1	1	1
	20kgまで	1	1					1	1	1	1	1	1
	30kgまで	1	1					1	1	1	1	1	1
	40kgまで	1	1					1	1	1	1	1	1
	50kgまで	1	1					1	1	1	1	1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すごと50kgの運賃に加算	1	1					1	1	1	1	1	1
	101kg以上、1kg増すごと100kgの運賃に加算	1	1					1	1	1	1	1	1
関東	1kgまで	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	2kgまで	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	5kgまで	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	10kgまで	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	20kgまで	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	30kgまで	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	40kgまで	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	50kgまで	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すごと50kgの運賃に加算	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
信越	101kg以上、1kg増すごと100kgの運賃に加算	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	2kgまで	1	1						1	1	1	1	1
	5kgまで	1	1						1	1	1	1	1
	10kgまで	1	1						1	1	1	1	1
	20kgまで	1	1						1	1	1	1	1
	30kgまで	1	1						1	1	1	1	1
	40kgまで	1	1						1	1	1	1	1
	50kgまで	1	1						1	1	1	1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すごと50kgの運賃に加算	1	1						1	1	1	1	1
	101kg以上、1kg増すごと100kgの運賃に加算	1	1						1	1	1	1	1

① 混載便（航空）

別紙 2

発地	着地	北北海道	南北海道	南東北	関東	信越	東海	近畿	中国	北九州	南九州	沖縄	石垣※1
	重量 (kg)	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量
東海	2kgまで	1	1	1						1	1	1	1
	5kgまで	1	1	1						1	1	1	1
	10kgまで	1	1	1						1	1	1	1
	20kgまで	1	1	1						1	1	1	1
	30kgまで	1	1	1						1	1	1	1
	40kgまで	1	1	1						1	1	1	1
	50kgまで	1	1	1						1	1	1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すと50kgの運賃に加算	1	1	1						1	1	1	1
	101kg以上、1kg増すと100kgの運賃に加算	1	1	1						1	1	1	1
近畿※1	2kgまで	1	1	1							1	1	1
	5kgまで	1	1	1							1	1	1
	10kgまで	1	1	1							1	1	1
	20kgまで	1	1	1							1	1	1
	30kgまで	1	1	1							1	1	1
	40kgまで	1	1	1							1	1	1
	50kgまで	1	1	1							1	1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すと50kgの運賃に加算	1	1	1							1	1	1
	101kg以上、1kg増すと100kgの運賃に加算	1	1	1							1	1	1
中国	2kgまで	1	1	1	1	1					1	1	1
	5kgまで	1	1	1	1	1					1	1	1
	10kgまで	1	1	1	1	1					1	1	1
	20kgまで	1	1	1	1	1					1	1	1
	30kgまで	1	1	1	1	1					1	1	1
	40kgまで	1	1	1	1	1					1	1	1
	50kgまで	1	1	1	1	1					1	1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すと50kgの運賃に加算	1	1	1	1	1					1	1	1
	101kg以上、1kg増すと100kgの運賃に加算	1	1	1	1	1					1	1	1
北九州	2kgまで	1	1	1	1	1	1					1	1
	5kgまで	1	1	1	1	1	1					1	1
	10kgまで	1	1	1	1	1	1					1	1
	20kgまで	1	1	1	1	1	1					1	1
	30kgまで	1	1	1	1	1	1					1	1
	40kgまで	1	1	1	1	1	1					1	1
	50kgまで	1	1	1	1	1	1					1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すと50kgの運賃に加算	1	1	1	1	1	1					1	1
	101kg以上、1kg増すと100kgの運賃に加算	1	1	1	1	1	1					1	1
南九州	2kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1
	5kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1
	10kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1
	20kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1
	30kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1
	40kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1
	50kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すと50kgの運賃に加算	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1
	101kg以上、1kg増すと100kgの運賃に加算	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1

① 混載便（航空）

別紙 2

発地	着地	北北海道	南北海道	南東北	関東	信越	東海	近畿	中国	北九州	南九州	沖縄	石垣※1
	重量(kg)	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量	予定数量
沖縄	2kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	5kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	10kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	20kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	30kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	40kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	50kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	50kgを超え100kgまで、1kg増すごと50kgの運賃に加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
	101kg以上、1kg増すごと100kgの運賃に加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
石垣	2kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	5kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	10kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	20kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	30kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	40kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	50kgまで	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	50kgを超え100kgまで、1kg増すごと50kgの運賃に加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	101kg以上、1kg増すごと100kgの運賃に加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※1 僻地地域（沖縄本島を除く）の集荷及び配達には別紙3記載の僻地単価を加算する。

④緊急便	予定数量
	1

通常便	予定数量
	974

[illegible]

1000kgを超える場合、1000kg㎡*の単価に超過分を表のとおり加算する（1080kgは1000kg + 80kg）

金額の単位：円（消費税は含まないものとする）

距離の単位: km

重量の単位: kg

※ 1kgまでの発送は航空機用部品保管倉庫(深川)発送分に限る

※ 餅地単価は陸送便の餅地発、餅地着共に適用

※ 運費計算：通常単価＋上記単価

陸送便	予定数量
	528

[illegible]

※同一住所は省略しております。

[illegible]

チャーター便	予定数量
	31回